

令和8年4月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和8年4月24日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市文化会館 小ホール	
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1番 宮本 国男	㊟ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	㊦ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
㊟ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	○ 松本 伸雄
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 山口 康明
	○ 松瀬 竹虎	○ 長谷川 壽幸
	○ 徳田 詳吾	○ 高田 良彦
	○ 松本 覚二	○ 渡口 学
		○ 小林 重喜
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 金子 恵子	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
主事補 川崎 涼	分室長 反田 隆二	主事 池 洗彦
分室長 出口 義之	参事 坂本 豊子	
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
10番 宮本 章	11番 坂本 康弘	

【事務局長】

皆様こんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただき有難うございます。定刻となりましたので只今から令和8年度第1回目となります4月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願い致します。本日の欠席は農業委員2番瀬川委員、16番金子委員で、遅れて来られるのが農業委員12番濱崎委員と推進委員17番小林委員です。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項規程の過半数以上が出席していただき定足数に達しておりますので総会が成立していることをご報告いたします。令和8年度の市役所の人事異動につきまして先月の農業委員会の総会の折にご挨拶させていただきましたが、あらためまして私事務局長の金子と申します。本日の総会が初めてとなります。初めてのことばかりでまだまだ不慣れな点ばかりではありますが皆様のお力添えをいただきながら尽力してまいりますので、これからどうぞよろしくお願い致します。そして、今回の人事異動で新たに農業委員会に配属となり3月の総会に出席できていなかった職員もおりますので、お時間をいただきご挨拶させていただきます。福島分室、反田分室長お願いいたします。（反田分室長あいさつ）

鷹島分室、坂本参事お願いいたします。（坂本参事あいさつ）

それでは、会長のご挨拶をいただきまして総会に入らせていただきます。よろしくお願い致します。

【会長】

あらためまして皆様、こんにちは。4月末を迎えました。委員の皆様には春の農繁期ということで、大変ご多忙のことと存じます。その様な中、今週初めには春の最後にあたる季節、穀雨を迎えました。二十四節季の一つで新暦の4月20日頃にあたります。百穀を潤す春雨という意味から穀雨というそうです。この穀雨の穀を漢和辞典で調べるといくつかの意味がありました。まずは穀物、次に生きる・養う、さらに良い・めでたい。そこで私は穀所と言う二字熟語を新たに作ってみました。生きる源となる穀物がよく育つ、めでたい所という意味です。ところで、松浦市内にはたくさんの耕作されている田畑、穀所があります。その中で最も広い田と、最も広い畑の一笔の面積はどの位だと思われませんか、田は6331㎡6反3畝余り、畑は8546㎡8反5畝余りです。1筆で1町以上の広い田畑は無いようです。中山間地ならではの实情です。私たち農業委員並びに推進委員には、このふるさとの穀所を守るという大切な役目があります。遊休農地の予防と解消にも努めなければなりません。そのことから、担当地区の農地の見回りを行い、活動記録簿の記入に努める必要があります。委員の皆様の4月の活動記録日数は月10日を上回ったのでしょうか。もし、未達成であれば5月以降の達成を目指してください。タブレットの活用もお願いします。農地の字名、所有者、耕作者名、面積などが検索できます。結びになりましたが、今年から最高気温が40度以上の日を酷暑日と呼ぶようになりました。気象予報では5月から暑くなるようです。皆様、健康面に十分留意されながら農地を見回る穀所日の日数を増やされるよう宜しくお願い申し上げます。それでは、本日の総会、宜しくお願い致します。

【議長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員10番、宮本章委員、11番、坂本康弘委員にお願いします。続きまして、報告事項に移ります。まずは1ページ農地法第18条第6項の規定による通知合意解約と提案事件の集計表について事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)でございます。4件ございます。1件目と2件目は農地バンクを通じた貸し借り分です。貸し人、御厨町郭公尾免 番地 氏と借り人、御厨町郭公尾免 番地 故 氏との契約については農地バンクを通じた契約となっております。この度、借り人の代理人 御厨町田代免 番地 氏を通じ合意解約がなされました。農地の表示は御厨町木場免字曲道 から までの田5筆、合計面積6112㎡です。今回、借り人の死亡による解約となっております。

3件目です。貸し人、志佐町栢木免■■■■番地■■■■氏と借り人、志佐町西山免■■■■番地■■■■氏との契約については、農業経営基盤強化促進法による相対契約となっております。農地の表示は志佐町栢木免字原田■■■■番から字 美濃田■■■■番までの田4筆、合計面積6138㎡です。今回、借り人の都合により解約となっております。

4件目です。貸し人、調川町下免■■■■氏と借り人、志佐町笛吹免■■■■番地■■■■氏との契約については、農業経営基盤強化促進法による相対契約となっております。農地の表示は志佐町笛吹免字平原■■■■番から■■■■までの田4筆、合計面積3289㎡です。今回、借り人の都合により解約となっております。

続きまして最後に提案事件の集計表です。議案書は1ページです。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法第3条の所有権移転が2件、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が21件、内1件が農業委員関係分です。荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてが3筆分ございます。また、令和8年度最速化活動の目標の設定等の公表についてがでございます。私からの説明は以上でございます。

【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。

はい、無ければ報告どおりとさせていただきます。それでは付議事項に入ります。2ページ議案第16号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第16号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてです。本件は、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可又は不許可をご審議いただくものです。議案は2ページです。事件番号1です。譲渡人は、星鹿町岳崎免■■■■番地■■■■氏、譲受人は、星鹿町岳崎免■■■■番地■■■■氏です。土地の所在は、星鹿町岳崎免字堤田■■■■畑・138㎡、です。申請事由は、双方で合意がなされ交換のために贈与により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者ではありませんが、家庭菜園や管理を精力的にされております。農業従事者は2名、農業従事日数は年間100日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

事件番号2です。譲渡人は、星鹿町岳崎免■■■■番地■■■■氏、譲受人は、星鹿町岳崎免■■■■番地■■■■氏です。土地の所在は、星鹿町岳崎免字堤田■■■■畑・158㎡、です。申請事由は、双方で合意がなされ交換のために贈与により所有権の移転を行うものです。■■■■氏は認定農業者であり、野菜や水稻を精力的に作付けされております。農業従事者は3名、農業従事日数は年間340日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

それでは地元委員さんのご意見を伺います。事件番号1番と2番について、推進委員1番、川久保稔美委員をお願いします。

【川久保委員】

推進委員1番の川久保です。事務局の説明のとおり、■■■■さんと■■■■さんに流れを説明をきちんと聞いた結果、お互いに合意に至ったということで皆さんのご審議を宜しくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。無いようですので、議案第16号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については申請のとおり決定することといたします。続きまして議案書3ページ、議案第17号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第17号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は3ページから44ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。AtoBの契約が20件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしくようお願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間をとりますので担当地区分の資料の確認をお願いします。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

【崎村委員】

はい、32ページの[]さんの内容が書かれている所に肉用牛の6頭の頭が棟になっています。

【議 長】

ありがとうございます。32ページの表の右の方ですね、数量6棟の棟を頭に訂正をお願いします。他のページもですね。すみません他のページも棟という字が頭になりますのでよろしくお願い致します。はい、他にお気づき等はありませんか。はい、他に無いようですので、議案第17号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社に本計画を定めるように要請することといたします。続きまして議案書45ページ、議案第18農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。なお、農業委員会法第31条の規定により農業委員本人、または同居の親族に関する事項についてはその事項に参加することができないこととなっておりますので、ここで農業委員18番須藤正文委員の退席をお願いします。

（須藤委員 退席）

それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第18号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は45ページから54ページをご覧ください。農業委員関係分となっております。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関

する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。A to Bの契約が1件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手の経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。これからしばらく時間をとりますので、資料のご確認をお願いします。

それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

はい、無いようですので、議案第18号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社に本計画を定めるように要請することといたします。須藤委員の入室をお願いします。続きまして議案書55ページ、議案第19号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明の前にスライドの準備を行いますのでしばらくお待ちください。準備ができ次第事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

すみません、説明に入る前なのですが、訂正する部分がございます。55ページの土地の状況の所なのですが、番号1・2が山林化してるとあるんですが、ここを原野化しているをお願いします。番号3を山林化してるとお願いします。

議案第19号 荒廃農地踏査による農地法第2条第1項の規定する「農地」に該当するか否かの決定についてです。非農地通知申出書の提出がありましたので、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するかどうかをご審議いただくものです。前方にスライドを用意しています。

番号1です。申出人は、長崎県松浦市調川町松山田免■■番地■■氏です。土地の所在は調川町松山田免字丸田■■番 田 115㎡です。現況地目は原野ということでした。4月16日に現地確認を行いました。番号1はあまり原野化が進んでいませんが、進入路が狭くトラクターなどの農業機械を使用することができず効率のいい農作業ができないということでした。また、対象農地は水の供給が悪く農作業が困難なため現況原野で非農地判断して差し支えないものと思われれます。

番号2です。申出人は、長崎県松浦市調川町松山田免■■番地■■氏です。土地の所在は調川町松山田免字丸田■■番 田 171㎡です。現況地目は原野ということでした。4月16日に現地確認を行いました。番号2はハウスが建ってありますが、一部分が農地として利用できる状況でした。進入路は狭いですが番号1程ではなく機械が入るため機械を用いた作業ができますので、非農地には該当しないと判断します。

次に番号3です。申出人は、長崎県松浦市御厨町郭公尾免■■番地■■氏です。土地の所在は御厨町郭公尾免字水ノ本■■番 畑 1,256㎡です。現況地目は山林ということでした。4月16日に現地確認を行いました。番号3は3月総会で挙げられた案件でしたが非農地には該当しないということで終わりました、その後地権者の方から農地の境界が違うということで再申請があり今に至ります。スクリーンを見てわかりますように竹が生い茂っており農地への復旧が困難なため現況山林で非農地判断して差し支えないものと思われれます。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

事務局からの説明が終わりました。それでは1番・2番について地元委員の意見を伺いたいと思います。農業委員1番、宮本国男委員お願いします。

【宮本委員】

農業委員1番の宮本です。先ほど事務局から説明があったとおり、まず機械が入らない、水が来ないという悪条件ですので、なかなか耕作ができません。それと2番につきましては、ハウス横から機械が入るという事ですので、トラクターは無理です。耕耘機か何かでするぐらいの広さです。一応なんか田植えの機械を渡していて落ちたという事で、そういう条件です。皆様方のご審議をお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。続きまして3番について農業委員3番、松本由美子委員お願いします。

【松本委員】

農業委員3番の松本です。スライドで見てもらったとおり、もうタケノコがいっぱいで竹林になっていたので山林という事でいいかと思います。皆様のご審議宜しく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。地元委員さんからのご意見がございました。各委員さんからのご意見はございますでしょうか。

はい、無ければ、議案第19号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、事件番号1番と3番については非農地通知を交付するものとしたします。続きまして議案書56ページ、議案第20号令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第20号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定についてということで説明させていただきます。農業委員会による最適化活動推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）による最適化活動の目標設定等について4月末までに公表こととなっておりますので、本総会においてご審議いただくものです。まず、57ページに農業委員会の現在の体制と農家・農地等の概要を記載しております。58ページ上段に農地の集積に係る目標を記載しております。②の目標で、今年度の新規集積面積を33ヘクタールとしております。これは例年、長崎県農業会議から示される目標面積であり、この面積の集積を目指すものです。遊休農地の解消について、①現状及び課題では、昨年農地パトロールで緑区分と判断された2.7haを現状の遊休農地とし、これを②目標のイで今年度中の解消を目指します。それから59ページをご覧ください。新規参入の現状についてということで①に令和6年、7年度にそれぞれ1経営体ずつの実績がっておりますので、そちらを記載しております。令和6年度の新規参入者は福島町の■■■さん、令和7年度の新規参入者は御厨町の■■■さんとなっております。それぞれ1経営体ずつの新規参入がっております。これらを基に②の新規参入者への貸付け同意面積の目標を6.9ヘクタールとしております。令和5年から7年度の3年間に農地の権利移動があった面積を平均して求めるというふうになっておりますので、こちらに基づきまして6.9ヘクタールの聴き取りを行うということになってまいります。中段の2の最適化活動の活動目標は、会長の話にありま

したように昨年度と同様に10日にしたいと考えます。ちなみに令和7年度の実績では、月8日という結果でございました。昨年度も10日を目標としておりましたが、本年度も同様に10日を目標として取り組んでいければと考えております。その他は記載のとおりでございますのでご覧いただければと思います。以上、ご審議をお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案第20号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について、松浦市のホームページにおいて公表することといたします。このことにより、本年度の農業委員会の最適化活動の目標が設定されました。活動日数については、昨年度と同じ10日となっています。また、集積活動、遊休農地解消、新規参入の促進についても、それぞれ目標が設定されましたので目標達成に向け皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

以上を持ちまして本日の付議事項について、審査決定いたしました。続きまして協議事項となっております。事務局よりお願いします。

【事務局】

【協議及び事務連絡】

- ・農地利用最適化交付金の配分（上乘せ報酬）について
- ・最適化活動に係る推進委員等の8年度個人目標設定について
- ・活動記録簿の記入について
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について（8年度は準備の年）
- ・令和8年度地域計画の区域見直しに係る協議の場スケジュールについて
- ・年金パンフレットの配布について（推進用）

【議 長】

丁度1時間が経過しました。それでは本日の総会は終わりますが、来月の総会は、5月27日水曜日です。場所は本日と同じこの会場（文化会館）となっております。今年度の総会は7月は市役所の市民ホールでの開催ですが、それ以外の月は文化会館での開催となりますので宜しくお願いします。本日はどうもお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 14 時 37 分

